

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
	(Note: 7 is circled in the original image)

支出年月日	令和4年4月7日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 5月分
※ 使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	事務所、家賃(5月分)として
口名義		
中川 浩		

4-7 雑入	*70,000	[Redacted]
4-7 為替手数料	*330	アリエテ ナスウリヨウ

$$(70,000 \text{円} + 330 \text{円}) \times 80\% = 56,264 \text{円}$$

ご利用明細 (三井住友銀行)

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0404070295	[Redacted]	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01720005	[Redacted]	[Redacted]
お取引金額		¥70,000*

お取引できない場合	残高	***
持込 .34	お振り込み	330*
[Redacted]		
事務所 家賃		
ナカカワ ヒロシ様		

お振込先 領収人 依頼人

こと。
ない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 21

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年5月16日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 6月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
---------	--------------

口座名義

事務所家賃 6月分と記

中川 浩

04-5-16 振込	*70,000	[REDACTED]
04-5-16 為替手数料	*330	フリコム テスウリョウ

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040516	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01570005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	* * *
期日	振込手数料	おつり
3.16	330*	
ナカガワ ヒロシ様		
事務所家賃代		

お振込先・お受取人
ご依頼人

い場合は、別紙を使用すること。
(付すこと。)

※ 領収書
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 20

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年6月20日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 7月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先	[Redacted]
---------	--------------	-----	------------

口座名義
中川 浩

事務所家賃 7月分

04-620 振込
04-620 為替手数料

*70,000 [Redacted]
*330 | フリコミ テスクリヨウ

$$(70,000円 + 330円) \times 80\% = 56,264円$$

ご利用明細

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040620	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01280005	[Redacted]	[Redacted]
お取引金額		¥70,000*

お取引できない場合	残高	* * *
振込手数料	330*	おつり
[Redacted]		
ナカカワ ヒロシ様		

お振込先・お受取人 ご依頼人

い場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

ただし、「〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤、余白に補記すること。)

※ 多 名

《不動産賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1, 2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人			

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号	11
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩交通費	

支出年月日	令和4年7月6日	支出額	300 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
-----	---------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部 支払 マルエツ入間川店第1駐車場 議員本人が事務所へ 300円
---------	---

車室 No.18	
入庫時刻	07月06日 11時44分
精算時刻	07月06日 15時59分
受領金額	300円
時間券(S01)	2枚
2022年07月06日16時00分	発行
マルエツ入間川店第1駐車場	

⑤
甲
川
浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年7月16日 他	支出額	400 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------------	-----	----------------------------

使途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先 マルエツ入間川店 オ1駐車場 県議 本人 事務所へ行くための 駐車場
---------	--------------	--

車室 No.18 入庫時刻 07月16日 17時14分 精算時刻 07月16日 21時15分 受領金額 300円 時間券(S01) 2枚 2022年07月16日21時16分 発行 マルエツ入間川店第1駐車場	車室 No.33 入庫時刻 07月23日 14時26分 精算時刻 07月23日 17時31分 受領金額 100円 時間券(S01) 2枚 2022年07月23日17時32分 発行 マルエツ入間川店第1駐車場
---	---

7/16 300円
7/23 100円

⑤中川 浩

⑤中川 浩

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	20
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年7月21日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 8月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先	[REDACTED]
口座名義 中川 浩		事務所の家賃 8月分として	
04-721 振込	*70,000	[REDACTED]	
04-721 為替手数料	*330	フリオミ テスクリヨウ	

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

ご利用明細		
ご利用明細は必ずお持ち帰りください。		
年月日	取扱店番	お取引内容
040721	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01490005	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取引できない場合	残高	

特約	税込手数料	おつり
28	330*	
振込先 振込人 依頼人 ナカガワ ヒロシ様		

い場合は、別紙を使用すること。
(付すこと。)

※ 領 宛名が記載されているレシート(印刷物)は、余白に補記すること。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 P
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 P
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 P
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 P
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 P

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号	21
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年8月25日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 9月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	--------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
口座名義	事務所家賃 9月分として
中川 若	
04-825 振込	*70,000
04-825 為替手数料	*330

$$(70,000_{\text{円}} + 330_{\text{円}}) \times 80\%$$

$$= 56,264 \text{ 円}$$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040825	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02560005	*****	*****
ATMで通帳のお繰り越しができます		お取引金額
		¥70,000*
お取引できない場合	残高	*****
時刻	取扱手数料	おつり
14.05	330*	

お振込先・お受取人 依頼人

ナカガワ ヒロシ様

い場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

※ 領収書等貼付欄に記載の金額は、領収書等貼付欄に記載の金額(①領収書の金額、②領収書の金額、③領収書の金額、④発行者、⑤余白に補記すること)を指し、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤余白に補記すること。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 ⑧事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年9月15日	支出額	100 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------

領収書等貼付欄

無所属改革の会 狭山支部

支払先 マルエツ入間川店
 才1駐車場

議員本人事務所へ

100円

車室 No.35

入庫時刻 09月15日 12時06分
 精算時刻 09月15日 15時13分

受領金額 100円
 時間券(S01) 2枚
 2022年09月15日15時13分 発行

マルエツ入間川店第1駐車場

⑤
 中
 川
 活

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 19

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年9月15日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 10月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部
口座名義 中川 浩	
事務所 家賃 10月分とシ	

04-9-15 雑入	*70,000	[REDACTED]
04-9-15 為替手数料	*330	7/10E テスクリヨウ

$$(70,000 \text{円} + 330 \text{円}) \times 80\% = 56,264 \text{円}$$

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040915	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02690003	[REDACTED]	[REDACTED]
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取扱い できない場合	残高	
		* * *
明細4.46	税込手数料	¥330* おつり

お振込先・お受取人
ご依頼人
ナカガワ ヒロシ様

と。
ない場合は、別紙を使用すること。
を付すこと。)

とだし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤
は、余白に補記すること)。
と。

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1.2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人			

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 2

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 ⑩:交通費

支出年月日	令和4年10月2日 他	支出額	3,300 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代 ※使途基準の「主な例」を参考に記載		

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	支払先	マルエツ入間川店 第1駐車場
⑤ 中川浩	⑤ 中川浩	⑤ 中川浩	

駐車場代
事務所へ

領収書	収書
車室 No.14	車室 No.35
入庫時刻 10月02日 12時50分 精算時刻 10月02日 17時51分 受領金額 500円 時間券(S01) 2枚 2022年10月02日17時52分 発行	入庫時刻 11月23日 15時17分 精算時刻 11月23日 19時28分 受領金額 300円 時間券(S01) 2枚 2022年11月23日19時29分 発行
マルエツ入間川店第1駐車場	マルエツ入間川店第1駐車場

車室 No.36
入庫時刻 11月27日 12時03分 精算時刻 11月27日 16時16分 受領金額 300円 時間券(S01) 2枚 2022年11月27日16時16分 発行
マルエツ入間川店第1駐車場

領収書	収書
車室 No.16	車室 No.36
入庫時刻 11月19日 17時40分 精算時刻 11月19日 22時31分 受領金額 300円 時間券(S01) 2枚 2022年11月19日22時32分 発行	入庫時刻 11月26日 12時58分 精算時刻 11月26日 22時02分 受領金額 1200円 時間券(S01) 2枚 2022年11月26日22時03分 発行
マルエツ入間川店第1駐車場	マルエツ入間川店第1駐車場

車室 No.38
入庫時刻 12月01日 10時23分 精算時刻 12月01日 16時28分 受領金額 700円 時間券(S01) 2枚 2022年12月01日16時28分 発行
マルエツ入間川店第1駐車場

或)、④発行者、⑤

整理番号 32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年10月13日	支出額	56264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 11月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	事務所 家賃 (11月分) として (70000円 + 330円) × 80% = 56264 円
口座名義 中川 浩		

04-10-13 振込	*70,000	[REDACTED]
04-10-13 為替手数料	*330	フニコミ テスウリヨウ

= 56264 円

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
0410130295123		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01250005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取引 できない場合	残高	
		* * *
明細.01	振込手数料330*	おつり

お振込先・お受取人
ご依頼人
ナカガワ ヒロシ様

い場合は、別紙を使用すること。
すこと。)

※ 宛名が記載されていること、印記載の年月日は、余白に補記すること。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居 事業用 貸室 建物 新規 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²	駐輪場	なし
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 25

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年11月24日	支出額	56,264 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 12月分
※使途基準の「主な例」を参考に記載	

領収書等貼付欄 無所属改革の会 狭山支部

口座名義
中川 浩

事務所 家賃 12月分として

04-1124 振込 | *70,000
04-1124 為替手数料 | *330 | フリコエ テスウリヨウ

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
041124	0295125	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02310005		***
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取引できない場合	残高	***
印3.54	振込手数料330*	おつり

$$(70,000円 + ⑦330円) \times 80\% = 56,264円$$

お振込先
お受取人
ご依頼人

ナカガワ ヒロシ様

場合は、別紙を使用すること。
(すこと。)

※ 領収書宛名が記載されているレシート印記帳がない場合は、余白に補記すること。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建		事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日	～	2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	-----------	---	---------------------

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金		0 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円	物置		0 円
その他		0 円	その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円	媒介手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人			

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	[REDACTED]
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示						
名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建		間取	事務所、住居
号室(所在)	(1, 2 階)	築年月	1978年10月			
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²			
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし		駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間					
種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)		

頭書3 条件								
賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円	駐車場	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円	礼金	0 円	
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円		物置	0 円		
その他	0 円	その他	0 円		その他	0 円		
その他	0 円	その他	0 円		媒介手数料	税込	77,000 円	

賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。 [REDACTED]				
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人

頭書4 更新に関する事項					
更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)				

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年1月20日	支出額	35,165 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所 家賃 2月分 ※使途基準の「主な例」を参考に記載
----	---------------------------------

領収書等貼付欄	無所属改革の会 狭山支部	口座名義 中川 浩	事務所 家賃 2月分として 支払先
05-120 振込8	*70,000		
05-120 為替手数料	*330	77000	

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050120	0295123	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
03170005		
お取引金額		
*****		¥70,000*

お取引 できない場合	残高	***
特約.34	税引率330*	おつり
お振込先・お受取人ご依頼人 ナカカワ ヒロシ様		

$$(70,000 + \text{円}330) \times 50\% = 35,165 \text{ 円}$$

い場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

どし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤、余白に補記すること)。

《不動産貸室賃貸借契約書》

住居
 事業用
 貸室
 建物
 新規
 更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示					
名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1,2 階)	築年月	1978年10月	間取	
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間					
種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日	～	2023年3月31日 (3 年間)

頭書3 条件					
賃料	月額	70,000 円	共益費等	月額	0 円
自治会費	月額	0 円	敷金	受領済	210,000 円
駐輪場		0 円	バイク置場		0 円
その他		0 円	その他		0 円
その他		0 円	その他		0 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。				
用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人

頭書4 更新に関する事項					
更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)				

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。